



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2020 年 4 月 3 日

LT 会報第 20-9 号 (総第 203 号)

LT グループ

2019 年度企業所得税の確定申告変更に関する留意点

企業所得税の確定申告は、納税年度終了の日から 5 ヶ月以内或いは実際の経営終了の日から 60 日以内に納税者が、①中国税務法律法規に従い、該当年度の課税所得額と所得税額を自主的に計算する、②半期に予納した企業所得税の金額に応じて、該当年度の追納又は払戻税額を確定する、③企業所得税の年度申告書を作成し、管轄税務署にて企業所得税年度納税申告を行う、④税務署の要求書類を提出し、年間の企業所得税を完納するという一連の流れを指します。

会員企業の皆様に申告作業を順調に完了いただけるよう、申告時の注意点を下記の通りまとめました、参考にしていただければ幸いです。

一、2019 年度企業所得税確定申告の変更要点

1. 申告書の様式及び記入説明の修正：企業所得税納税申告に必要となる 30 枚以上の申告書のうち、「企業所得税年度納税申告書の作成一覧表」及び 7 枚の正式申告書の様式及び記入説明が修正された。他 5 枚の正式申告書の記入説明も修正されている。
2. 記入・提出不要となった申告表：企業が研究開発費用の加算控除を受ける場合、本来作成が必要であった「研究開発項目が研究開発費の加算控除状況一覧表」の作成が不要となり、「研究開発支出の補助帳簿まとめ表」は作成するものの提出不要で企業が保管することとなった。

二、その他注意事項

1. 資産損失申告：企業は税務署に資産損失控除を申告する場合、企業所得税年度申告書の「資産損失税引き前控除及び納税調整明細書」を作成するだけでよく、資産損失関係資料の提出は不要。関係資料は企業が保管する。
2. 確定申告検査報告書：税務署は 2019 年度居民企業所得税申告納税期間中に、企業所得税の税收政策リスクについて提示するようになり、具体的にはオンライン申告システムの申告書の画面にスキャン機能を追加され、起こりえる記入エラー(例えば、データの不備、比率の異常など)を即時に納税者にフィードバックするようになった。
3. 申告の訂正：確定申告期間中に、納税者が企業所得税の年度申告に誤りがあったことを発見した場合、申告を訂正することができ、追加納税には滞納金を追加しない。確定申告期間後に、納税者が企業所得税の年度申告に誤りがあることを発見した場合、申告を訂正することができる。追加納税を納める必要がある場合、申告納税期間終了後からの日数に応じて滞納金を追加する。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

三、2019 年度企業所得税関連重点政策

1. 中小零細企業所得税減免政策

2019 年 1 月 1 日～2021 年 12 月 31 日、非制限・禁止業に従事し、且つ年度課税所得額が 300 万元を超えず、従業員数が 300 人以下、資産総額が 5000 万元以下等三つの条件を満たす中小零細企業は、年間課税所得額 100 万元以下の部分について、先ずは 75%を控除し、20%の税率で企業所得税を納めるものとする（実質税率 5%）。年間課税所得額が 100 万元を超え 300 万元未満の部分について、50%を減じ、20%の税率で企業所得税を納めるものとする（実質税率 10%）。

例：A 社が中小零細企業の条件を満たしている場合、企業所得税の計算は下記の通り。

条件満足（年間課税所得額）	2019 年度課税所得額	2019 年度の企業所得税
100 万元以下	50 万元	$50 \times (1-75\%) \times 20\% = 2.5$ 万元
100 万元を超え 300 万元未満	250 万元	$100 \times (1-75\%) \times 20\% + 150 \times (1-50\%) \times 20\% = 20$ 万元

2. 固定資産の加速償却政策¹の適用拡大

2019 年 1 月 1 日から、固定資産の加速償却優遇は一部の業種から全製造業に拡大された。

日付	固定資産の加速償却優遇の追加業種範囲
2014 年 1 月 1 日より (財税〔2014〕75 号)	生物薬品の製造、専用設備の製造、鉄道・船舶、航空機その他の輸送設備の製造、コンピューター・通信機器その他の電子設備の製造、計測設備の製造、通信・ソフトウェア・情報技術サービスの 6 業種
2015 年 1 月 1 日より (財税〔2015〕106 号)	軽工業、紡織、機械、自動車の 4 重点業種
2019 年 1 月 1 日より (財政部 税務総局公告 2019 年第 66 号)	全ての製造業分野

以 上

¹ 「固定資産の加速償却政策」とは、減価償却方法を調整することによって企業の税負担を軽減することを指します。

「一般企業」が新規購入する固定資産に対して、償却期間の短縮または加速償却の適用が認められる。

「小型薄利企業」が新規購入する研究開発及び製造に用いる計測器・設備について、単価が 100 万元以下の場合は一括費用計上及び損金算入が、単価が 100 万元を超過する場合は償却期間の短縮または加速償却の適用がそれぞれ認められる。